

知事コメント
(新型コロナウイルス感染症の感染症法上の
位置づけ変更の最終確認について)

令和5年4月27日
富山県知事 新田 八朗

本日、国において、感染症法上の位置づけを5月8日から変更することの最終確認がありました。

新型コロナウイルス感染症については、位置づけの変更により、その性質自体が急に変わる訳ではなく、今後もウィズコロナは続くこととなりますが、医療提供体制や感染対策などの見直しをなされ、大きな区切りを迎えます。現在も献身的にご対応いただいている医療従事者の皆様をはじめ、新型コロナの対応にあたっておられる関係の皆様、感染防止対策にご協力いただいている多くの県民や事業者の皆様にあらためて深く感謝申し上げます。

県では、引き続き、関係の皆様と連携し、「感染拡大時も必要な治療を受けることができる医療提供体制の確保」、「高齢者など重症化リスクの高い方への重点的な対応」、「感染状況や流行株の特徴に応じた県民のみなさまの自主的な感染対策の促進」の3点を重視しながら、位置づけ変更後の対応に取り組んでまいります。